◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第480号（H30.11.22）◆◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。
また、自動車運送事業等における安全・安心確保に関する最近の情報等についてもトピックとして提供していますので、ご活用ください。

＝目　次＝
1.重大事故等情報＝5件（11月16日～11月21日分）
(1)乗合バスの火災事故
(2)乗合バスの車内事故
(3)貸切バスの火災事故
(4)トラックの酒気帯び事故
(5)トラクタ・トレーラの酒気帯び事故
2.トピック
(1)トラックドライバーの長時間労働改善等のガイドラインをまとめました「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」を公表（新着情報）
(2) バス運転者の意識消失による事故の発生を踏まえた健康管理の再徹底について
(3)大型車の車輪脱落事故が増加！特に左後輪に注意!～平成29年度大型車の車輪脱落事故発生状況を受けて～

◇◇◇

(3)貸切バスの火災事故
11月17日（土）午後10時15分頃、大阪府の高速道路において、府内に営業所を置く貸切バスが回送運行中、エンジンルームから出火した。
この事故による負傷者はなし。
当該バスは、エンジンルームから発煙する不具合が発生したため、整備工場に向けて回送中であった模様。

(4)トラックの酒気帯び事故
11月17日（土）午前5時15分頃、北海道の国道において、道内に営業所を置くトラックが運行中、前の車両を追い越した際、対向車が走行してきたため元の車線に戻ったところ、追い越した車両と衝突した。
また、対向車が当該トラックとの衝突を避けるためガードレールと接触した。
この事故による負傷者はなし。
事故後の警察による調べで、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出された模様。

(5)トラクタ・トレーラの酒気帯び事故
11月17日（土）午後11時02分頃、兵庫県の国道において、愛知県に営業所を置くトラクタ・トレーラが運行中、飲食店の駐車場から国道に出た際、走行中の乗用車と衝突した。
この事故による負傷者はなし。
事故後の警察による調べで、当該トラクタ・トレーラ運転者の呼気からアルコールが検出されたため道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで現行犯逮捕された模様。

上記5件の死傷者数計：死亡0名、重傷1名、軽傷0名（速報値）

◇◇◇

おります。
当該協議会において、トラック事業者と荷主とが連携して、荷待ち時間の削減や荷役作業の効率化など長時間労働の抑制を図るためのパイロット事業を平成28年度から2か年度にわたり実施し、今般、その成果を「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」として取りまとめました。
国土交通省及び厚生労働省では、関係省庁と連携し、今後、ガイドラインの横展開を図り、トラック運送事業における取引環境と長時間労働の改善に向けて取り組んでいきます。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000160.html

---

(2)バス運転者の意識消失による事故の発生を踏まえた健康管理の再徹底について
（配信日：H30.11.2）

10月28日、神奈川県横浜市の国道を走行中のバスの運転者が意識を失ったことにより高架橋の立柱及び乗用車に衝突し、乗客が死傷する事故が発生しました。
また、11月1日にも、千葉県成田市の県道を走行中のバスの運転者が心筋梗塞のため意識を失ったことにより信号機などに衝突する事故が発生し、運転者が死亡しました。
これらの事故の原因については調査中ですが、事業用自動車の運転者の意識消失による事故については、本年6月にも同種の事故が発生したことを踏まえ、「健康起因事故の防止に向けた健康管理の実施について」（平成30年6月8日付、国自安第35号）により、健康起因事故防止のための取組を徹底するようお願いしたところです。
今般、このような事故により乗客及び運転者が死傷するという事態が生じたことを踏まえ、自動車運送事業者におかれましては、この機会に改めて「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」（平成22年策定、平成26年改訂）等による運転者に対する健康管理を、運転者毎の状況に応じて適切に行っていただくようお願いいたします。

※健康管理マニュアル等については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html

---

(3)大型車の車輪脱落事故が増加！特に左後輪に注意!～平成29年度大型車の車輪脱落事故発生状況を受けて～
（配信日：H30.10.19）

平成29年度のホイール･ボルト折損等による大型車の車輪脱落事故発生件数は67件（うち人身事故2件）で、前年度に比べ11件増加し、近年、同事故の発生件数は増加傾向にあります。
これから冬用タイヤの交換作業を迎えることから、タイヤ交換時の適正な作業の実施、一定距離走行後の増し締めなど、確実なチェックが重要です。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000202.html

◇◇◇

ったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆